

中国における著名商標の認定及び保護

孫彦*

抄録 中国では、2001年に「商標法」が改正され、2002年に「商標法実施条例」が公布され、さらに2003年に「著名商標の認定及び保護に関する規定」が公布され、中国独特の行政機関及び司法機関による著名商標の認定制度、保護制度を創設し、中国における著名商標の保護に対して大きな役割を果たしています。

Q 1 中国における著名商標（中国語原文では「馳名商標」という）とはどのようなものですか？

A 1 中国における著名商標とは、中国において関係する公衆に熟知され、かつ比較的高い名声を有する商標をいいます。ここにいう「関係する公衆」には、使用する商標により示されるある種の商品又は、サービスと関連する消費者、上記の商品を生産し、もしくはサービスを提供するその他の事業者、並びに販売ルートにおいて関係する販売者及び関係者等が含まれます。

また、中国には、「周知商標」（中国語原文では「著名商標」という）の概念があり、著名商標と混同され易いです。周知商標とは、地方において関係する公衆に周知され、かつ比較的高い名声を有する商標をいいます。北京、上海をはじめ、ほとんどの省には現地の周知商標の認定及び保護に関する地方性法規があります。著名商標と異なり、周知商標に対する保護は、基本的にその地方に限定されます。

Q 2 中国における著名商標はどのように認定されますか？

A 2 中国における著名商標の認定は、その担当機関によって国家工商行政管理総局商標局（以下「商標局」という）による認定、国家工商行政管理総局商標評審委員会（以下「商標評審委員会」という）による認定及び人民法院（裁判所）による認定に分けられます。

商標局による認定：当事者は、他人が初期査定を受け、かつ公告した商標が、「商標法」第13条（A5を参考）の規定に違反すると認めた場合、「商標法」及び「商標法実施条例」の規定に基づき、商標局に対して異議を提出し、かつその商標が著名であることを証明する関連資料を提出することができます。商標局は、関連要素を総合的に考慮しその商標が著名商標であるか否かを認定します。

商標評審委員会による認定：当事者は、他人がすでに登録した商標が「商標法」第13条の規定に違反すると認めた場合、「商標法」及び「商標法実施条例」の規定に基づき、商標審査委員会に当該登録商標の取消裁定を請求し、かつその商標が著名であることを証明する関連資料を提出することができます。商標評審委員会は、関連要素を総合的に考慮しその商標が著名商標であるか否かを認定します。

* 森・濱田松本法律事務所中国弁護士 Sun Yan

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

人民法院による認定：中国の最高人民法院（最高裁）は、2002年10月に「商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」を公布し、人民法院の著名商標の認定権を明確に規定しました。同司法解釈第22条によると、人民法院は、商標紛争案件の審理において、当事者の請求及び案件の具体的な状況に基づき、関連する登録商標が著名であるか否かについて、「商標法」の関連規定に従い認定することができます。

Q 3 担当機関は著名商標を認定するとき、考慮すべき関連要素はなんですか？

A 3 「商標法」第14条によると、著名商標の認定は、①関連する公衆の当該商標に対する認知度、②当該商標の継続的な使用期間、③当該商標のあらゆる宣伝業務の継続期間、程度及び地理的範囲、④当該商標の著名商標としての保護記録、⑤当該商標が著名であることのその他の要素、を考慮しなければなりません。

また、「著名商標の認定及び保護に関する規定」第3条によると、次の各号に掲げる資料は、商標が著名であることを証明する証拠資料とすることができます。

- 1) 関係する公衆の当該商標に対する認知の程度を証明する関連資料
- 2) 当該商標の使用継続期間を証明する関連資料

これには、当該商標の使用、登録の経緯及び範囲に関する関連資料が含まれます。

- 3) 当該商標の宣伝活動の継続期間、程度及び地理範囲を証明するいずれかの関連資料

これには、広告宣伝及び販促活動の方式、地域範囲、宣伝媒体の種類、並びに広告投入量等の関連資料が含まれます。

- 4) 当該商標が著名商標として保護を受けた記録を証明する関連資料

これには、当該商標がこれまでに中国又はその他の国及び地区において著名商標として保護を受けたことがあるという関連資料が含まれます。

- 5) 当該商標が著名であることを証明するその他の証拠資料

これには、当該商標を使用する主要な商品の直近3年間の生産量、販売量、販売収入、利益及び税金、販売区域等の関連資料が含まれます。

Q 4 中国における著名商標は、有効期間がありますか？

A 4 従来、著名商標は商標局の認定を受けると3年間有効であり、当該有効期間内に何度も認定を受ける必要はありませんでした。ところが、2001年の「商標法」の改正及び2002年の「商標法实施条例」の公布によって、著名商標の認定は、案件ごとに著名性の要件を審査すると修正されました。即ち、ある案件において著名商標に認定されたとしても、他の案件において必ずしも著名商標に認定されるとは限りません。

ただし、著名商標として保護を与えられていたという記録があれば、案件によっては審査を受けずに著名商標に認定される可能性があります。「著名商標の認定及び保護に関する規定」第12条によると、商標局又は商標評審委員会は、受理した案件が、すでに著名商標として保護を与えられている案件の保護範囲と基本的に同一であり、かつ相手方当事者が当該商標の著名度について異議のない場合、又は異議はあるが当該商標が著名ではないという証拠資料を提供できない場合は、当該保護記録の結論に基づいて案件に対し裁定し、又は処理することができます。

また、「商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」第22条によると、当事者が、過去に行政主管機関又は人民法院に認定された著名商標に対して保護を請求した場合において、相手側当事者が関連する商標

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

の著名度について異議を有しないときは、人民法院は改めて審査しません。

Q 5 中国では、著名商標はどのように保護されますか？

A 5 中国における著名商標の保護は、基本的に中国で登録したか否かによって異なります。詳細は以下の通りです。

1) 中国で未登録の著名商標に対する保護

「商標法」第13条1項によると、同一又は類似の商品について登録出願した商標が、中国で登録されていない他人の著名商標を複製、模倣又は翻訳したもので、当該著名商標と混同しやすい場合は、これを登録せず、かつその使用を禁止します。当該規定は、中国商標法における登録商標のみを保護するという原則を修正し、中国で登録しなくても、著名商標に認定されれば、ある程度の保護を与えています。

2) 中国で登録した著名商標に対する保護

「商標法」第13条2項によると、同一でない又は類似しない商品について登録出願した商標が、中国で登録した他人の著名商標を複製、模倣又は翻訳したもので、かつ公衆が誤認し、当該著名商標の登録者の利益に損害を与えるおそれのある場合は、これを登録せず、かつその使用を禁止します。当該規定は、登録した著名商標の保護範囲を「同一でない又は類似しない商品」にまで拡大しています。

他人の登録している著名商標又はその主要な部分を複製、模倣又は翻訳し、同一でない又は類似しない商品において商標として使用し、公衆に誤認を生じさせ、当該著名商標の登録者の利益に損害をもたらした場合には、賠償責任を負います。賠償金額は、侵害者が侵害期間中に侵害により得た利益又は被侵害者が侵害された期間中に侵害により受けた損失（被侵害者が侵害行為を差し止めるために支払った合理的な支出を含む）とします。なお、「商標法」第56条

によると、「侵害者が侵害により得た利益」、又は「被侵害者が侵害により受けた損失」を判断することが難しい場合は、人民法院が権利侵害行為の情状に応じて50万元以下の賠償を判決により命じます。賠償責任のほかに、侵害者の行為が犯罪を構成した場合、刑事責任を追及される可能性もあります。

3) 企業名称による権利侵害の禁止

中国における企業名称の登記は、商標登録の審査機関（商標局）とは異なる、社名登記の担当機関（各地の工商行政管理局又は国家工商行政管理総局）が行っています。実務において、他人の商業名声を借り、それに便乗して、市場の誤認混同を引き起こし、市場での取引機会を獲得することを目的として他人の商標又はその一部を会社の名称に用いる、いわゆる「傍名牌」行為が多発しています。著名商標の権利者は、他人がその著名商標を企業名称として登記することにより公衆を欺き、又は公衆の誤解を招くおそれがあると認めるときには、企業名称登記主管機関に対して当該企業名称登記の取消を申請することができます。

4) 著名商標の遡及力

他人の著名商標を複製、模倣又は翻訳して登録を出願した場合には、当該商標登録の日から5年以内に、著名商標の所有者又は利害関係者は、「商標法」第41条に基づき、商標評議審査委員会に当該係争商標の取消を申し立てることができます。但し、悪意の登録については、著名商標の所有者による係争商標の取消の申し立ては、5年間の期間の制限を受けません。

Q 6 中国における著名商標の認定状況について、具体的な情報はありますか？

A 6 商標局及び商標評審委員会より認定された著名商標は、商標局のウェブサイト¹⁾に掲載されています。同サイトに掲載されている情報によると、商標局が2008年に商標

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

管理案件において認定した著名商標は136件であり、商標異議案件において認定した著名商標は33件であり、その中に花王株式会社の「詩芬」及び三洋電機株式会社の「SANYO」が含まれています。また、商標評審委員会が2008年に認定した著名商標は59件であり、その中に株式会社東芝の「東芝」及び「TOSHIBA」が含まれています。

最高人民法院は2006年11月12日に「著名商標司法認定届出制度の確立に関する通知」を公布し、各地方人民法院に対しその民事紛争案件に

おいて認定した著名商標を最高人民法院に届け出るよう要求しました。新華社の報道によると、各地方人民法院は、2007年5月までに7,000件余りの民事紛争案件において約200件の著名商標を認定しました。なお、既に認定された著名商標の中に「傍名牌」行為に該当するものは見つかっておりません。

注 記

- 1) <http://sbj.saic.gov.cn/sbyw/cmsb.asp>

(原稿受領日 2008年10月31日)

